

## 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定イ③について

本様式は、指定業種に属する事業の売上高等の減少が、申請者全体の売上高等に相当程度の影響を与えていることによって、申請者全体の売上高等が認定基準を満たす場合に使用できます。

### 《認定基準》

- 1 申請する中小企業が、法人事業者の場合は本店登記の所在地、個人事業主の場合は主たる事業所の所在地が春日部市であること。
- 2 経済産業大臣の指定を受けた不況業種であること。
- 3 最近3か月間の売上高または販売数量（建築業にあつては、完成工事高または受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。
- 4 以下の要件のいずれも満たすこと。
  - ①指定業種の最近3か月間の売上高等が、前年同期比で5%以上減少していること。
  - ②企業全体の最近3か月間の前年同期の売上高等に対する、指定業種の売上高等が5%以上減少していること。
  - ③企業全体の最近3か月間の売上高等が、前年同期比で5%以上減少していること。

### 申請書の記載について

業種番号（4桁）業種名	業種番号（4桁）業種名	業種番号（4桁）業種名
業種番号（4桁）業種名	業種番号（4桁）業種名	業種番号（4桁）業種名

太枠の中には、営んでいる事業が1つの指定業種のみには属する場合はその業種について、複数の事業を営んでいる場合には、最近1年間で最も売上高が高い事業が属する指定業種（主たる業種）について、記入してください。それ以外の欄には、営んでいるその他全ての指定業種について、記入してください。

平成26年4月1日より、「経済産業大臣が指定する不況業種」は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）の細分類での判定に変更されています。

申請の際は、ご自身が営んでいる事業が指定業種に属しているか、よくご確認のうえ、ご来庁ください。営んでいる事業が属する業種に指定業種がない場合、認定申請はできません。

また、企業全体の売上高等を算出する場合には、営んでいる全ての事業の売上高等が対象となります。